

鳥取市情報通信関連企業立地促進補助金 手続きの流れ

申請前
にご相談ください。

指定申請

事業着手
(操業開始)

交付申請

交付決定

補助金
交付

補助対象
期間終了

補助対象期間は操業開始から**5年間又は2年間**です。
1年分の支払い実績ができ次第、交付申請をしてください。

2年目以降の
申請へ

※操業開始まで

交付申請には次の2点の要件達成が必要です。

- ①補助対象経費について操業から（補助金交付申請が2年目以降の場合、前年度交付から）1年間の支払い実績があること。
- ②雇用要件を満たしていること。

申請書類に不備がなければ1カ月程度で補助金交付となります。

※補助金交付後、7年間は交付申請に係る事業を継続して営む必要があります。